

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード					
事務事業名	介護保険料還付事務				
予算書の事業名	なし				
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類
実施方法	○ 1. 指定管理者代行		○ 2. アウトソーシング		○ 3. 負担金・補助金
					● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	01050100
部名等	企画総務部	
課名等	税務課	
係名等	納税係①	
記入者氏名	高木 繁徳	
電話番号	0765-23-1008	

政策体系上の位置付け	コード2	523009
政策の柱	基3 健康やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	2 健康で安心して暮らせる社会の構築	
施策名	3. 豊かな長寿社会の実現	
区分	なし	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	007010101
会計	介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)	
款	1. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か) 介護保険料過誤納付金の還付を通じ、被保険者 (65歳以上の1号被保険者) の負担の適正化を行う。	単位	実績		計画				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 魚津市介護保険に加入している65歳以上の被保険者 (1号被保険者)	対象指標	① 保険料還付対象件数	件	635	1,010	1,050	1,100	1,150
手段 <平成22年度の主な活動内容> 介護保険料の還付 *平成23年度の変更点 なし	活動指標	① 保険料還付件数	件	540	930	980	1,030	1,080
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 還付対象者に通知し速やかに還付する。	成果指標	① 年度内還付率	%	85.0%	92.1%	93.3%	93.6%	93.9%
その結果 <施策の目指すがた> 適正な保険料還付により、被保険者の負担の公平化を図る。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成12年度介護保険制度の施行。	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	583	695	1,200	1,200	1,200
		(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	583	695	1,200	1,200	1,200
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 長寿化の進展により1号被保険者数、介護認定者数は増加しており、介護サービス利用も増大する中で、介護保険料還付事務の適正な執行は重要である。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	180	180	180	180	180
		B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	722	722	722	722	722
		事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1,305	1,417	1,922	1,922	1,922
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 窓口・電話等に対応した市民からの意見より、保険料が高い。	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 他市町村でも被保険者が死亡した場合等、還付が滞ることがあると思われる。						
	<input type="radio"/> 把握している							
	<input checked="" type="radio"/> 把握していない							

平成 23 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 22 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 被保険者の負担の公正化と保険制度の運営 (財政基盤) の安定に資する。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) のため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	介護保険法 (平成9年法律第123号) 第3条第1項
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 介護保険料をはじめ後期高齢者医療保険料、国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まっているので介護・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の賦課、還付は一体的に処理できるよう組織の見直しが必要と思われる。被保険者にとってもワンストップ窓口化により利便性が高くなる。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費は計上していない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 年金特徴の開始により、事務量が増加しており、削減は不可能である。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明 還付に関しては特定受益者・負担はない。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 還付に関しては特定受益者・負担はない。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括		
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性		
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施		年度
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止		
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携		
<input type="radio"/> 目的見直し		
<input type="radio"/> 事務事業のやり方改善		

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	普通徴収被保険者に対してより一層の口座振替制度の普及を図る。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	多大な労力を要する還付口座の照会事務簡素化を検討していく。 成果の方向性 維持

★課長総括評価 (一次評価)

還付件数が増加しており、他の後期高齢者医療保険料、国保税の還付事務と併せて、効率的な実施方法等について検討していきたい。	二次評価の要否 不要
--	---------------